

第144回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和元年12月20日（金）14:00～15:15

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、
白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一

【臨時委員】

宇南山 卓、成田 礼子

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課
長補佐、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣
官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大
臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官
統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長
政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、
上田参事官

4 議 事

- (1) 諮問第134号の答申「商業動態統計調査の変更について」
- (2) 諮問第136号「医療施設調査の変更について」
- (3) 諮問第137号「患者調査の変更について」
- (4) 諮問第138号「建築着工統計調査の変更について」
- (5) 部会の審議状況について
- (6) 統計委員会専門委員の発令等について
- (7) 毎月勤労統計調査について
- (8) 各府省（統計関係）における令和元年台風第十九号等による災害等への対応状況について

5 議事概要

- (1) 諮問第134号の答申「商業動態統計調査の変更について」
野呂サービス統計・企業統計部会長代理から資料1に基づき、説明が行われ、
商業動態統計調査の変更についての答申（案）が了承された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・POSデータの活用についての新たな取り組みを着実に進めるとともに、更にビッグデータの活用が広がるよう、引き続き検討いただきたい。また、本年6月の答申の際に付した課題の多くはこれからの検討とのことなので、学識経験者の知見等も活用して検討を進めていただきたい。

(2) 諮問第136号「医療施設調査の変更について」及び諮問第137号「患者調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料2-1、2-2、3-1及び3-2に基づき、説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・患者調査は、非常に利用させて頂いている大事な統計。今回の調査項目の変更は大きく無いので、報告者負担については大きな変更はないと思う。国際疾病基準に対応し、精度を上げるために、調査内容が細かくなると、報告者が回答しきれずに、「その他」が多くなり、統計データとして使いにくい表もある。利用者としては、項目は詳細化しても「その他」が増えないように改定に際しては工夫をして頂きたい。
- ・患者調査については、介護保険法の改正により、介護医療院を選択肢の中に追加したのは、制度変更に伴い妥当。一方で、地域包括ケアシステムの中で、在宅医療・介護の連携も進んでいる。しかし、在宅医療・介護の際、突発的な病状悪化や家族の病気時の後方支援として、病院と協定書を交わしているケースもある。「自治体の在宅医療・介護の連携の相談窓口から」や「個人の紹介」なども含め、今後の在宅医療・介護の連携や地域包括ケアシステムの中で医療のあり方が変わり多様化する中で、今回「その他から」の回答の内容に注目し、介護保険制度改正などの状況の変化を踏まえ、患者調査が現場を反映するよう検討頂きたい。
- ・2つの調査は非常に重要な調査であり、行政の中ではかなり使われている。一方で、一般の研究者等もこの貴重な調査について、利活用しやすい環境での情報提供があるべき。最近、公立病院や公的病院の統廃合で色々な議論が出ている。患者調査と医療施設調査を仮につなげることで、かなりの部分が見えてくるのではないか。一般でも、より活用・分析して貰うための提供の考えを教えてください。
→データ提供は、統計法に則った対応をしており、申請があれば対応している。また、医療施設調査は、自治体には必要データを例年提供している。
- ・個票データでも分析可能な提供がされるということか。
→統計法上の手続きに則って頂ければ、個票の提供も行っている。
- ・各委員からの意見については、部会審議にて十分検討頂きたい。
医療施設調査及び患者調査は、医療行政施策上の最も基礎となる統計調査。今回の変更は、調査事項の変更が主だが、部会審議では、変更内容が医療を取り巻く状況変化への対応や利活用等の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか、確認をお願いする。また、両調査は、一斉点検において恒常的な公表遅延の報告がある。今回の変更計画では、二段階公表を導入し、一部集計表のみを第一報として公表し、1年以内公表の実現を図る計画だが、第一報として公表する集計事項の妥当性に加え、集計業務の効率化等を図ることにより、全体の集計結果

の公表時期をさらに早期化する余地についても、審議願いたい。

(3) 諮問第138号「建築着工統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から資料4-1、4-2に基づき、説明が行われ、審議は産業統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・「補正調査」の名称を「建築工事費調査」に変更することについて、「調査」とその結果の「統計」を名称上区分するというルールに準じた名称となっているのか。
→統計の名称としては「建築着工統計」という一つの基幹統計である。これを作成するための調査が三つの調査で構成されており、そのうちの一つである「補正調査」の名称を「建築工事費調査」に変更するものであり、ルールに準じている。

(4) 部会の審議状況について

川崎産業統計部会長から資料5に基づき、作物統計調査の審議状況について、報告された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・作柄状況調査については、人口衛星や気象データを使って予測するモデル式を作る研究をしたということだが、これはパネルデータを使って、推計式を検証するという作業をしたのか。
- ・丁寧に過去のデータを追ってモデル式を作っており、一時点で作成したものではない。健全なモデルであると判断した。
→2年間研究調査を行って、モデル式を作り、過去のデータと衛星・気象データから予測した値について、それほど誤差が無いという検証結果を得ている。
- ・具体的にどのようにしているのか。
- ・テクニカルなことなので、詳細は後で説明していただいた方がいい。
- ・また後で説明していただくということをお願いする。
- ・新たな作柄予測手法の導入については、これまでの実測調査を廃止し、人工衛星データ等を用いて従来の生育予測から作柄予測の公表へ変更を行うもの、新しい調査技術の導入は、画期的なことと考える一方で、農林水産省においては、調査結果について丁寧な検証を行うとともに、統計利用者に誤解や混乱が生じないように、必要かつ適切な対応を図っていただくことをお願いする。

(5) 統計委員会専門委員の発令等について

北村委員長から資料6-1、6-2に基づき、統計委員会専門委員の発令についての報告及び部会に属すべき専門委員の指名がなされた。

(6) 毎月勤労統計調査について

厚生労働省から資料7に基づき、平成16年から平成23年までの遡及推計についての説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・現在は、2004年推計値を試算中とのこと。今月の報告内容をみると、先月よりもかなり誤差が縮小し、推計精度が向上した事が確認できる。不適切事案発生から丸一年が経つことを踏まえ、早期に推計方法を確定し、再公表を目指してもらいたい。また、来年1月分調査からはローテーションサンプリングが本格実施され、規模30～499人の対象事業所のうち、継続サンプル割合が2分の1から3分の2に高まる。結果公表後には、ローテーションサンプリング拡大の影響について検証の上、報告されたい。

(7) 各府省（統計関係）における令和元年台風第十九号等による災害等への対応状況について

政策統括官室から資料8に基づき、令和元年台風第十九号等による災害等への対応状況について、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・自然災害が発生した時に、統計調査をどう実施するか、配慮するかは重要なポイント。今回は、督促をしない、既に実施した調査データで推計するなどの対応策を取ったようだが、統計調査の場合、経年評価や時系列評価が重要であるが、当該の調査時期に実施できなかったことについて、「この期間については水害等によりデータに不十分な点がある」などの記述は重要な情報である。統計学的な配慮と、水害が発生した事実の記述の両立が求められると考える。統計の精度や活用の中での留意点など、どのように付記され公表される見込みか。
- 統計調査結果等の情報提供に当たって、特別な措置が行われた場合、留意事項についても各府省に示しており、利用者がその状況を理解できるようにきちんと付記するようお願いしている。これまででもいくつかの災害で実際そのような対応が行われているので、今回も同様の対応が行われるよう措置をさせて頂いた。
- ・統計調査に大きなバイアスが生じた場合は、どのような対応をすべきか統計委員会でも考えていく必要があるが、まずは各府省において対応状況を説明していただくことが重要。

統計委員会としては、今後も被災地を含む我が国の置かれた状況をできるだけ確に把握し、適切な政策を実施できるよう、調査の実施において、被災された地方公共団体の方々と十分に連携・調整し、今回のような現実を踏まえた対応をする必要がある。

その際、今回のように調査対象、調査方法等に特別の取扱いを行う場合には、その内容や当該地域のデータの集計上の取扱い等を結果の公表に併せて分かりやすく情報提供することや、公表期日を変更する場合には、事前にその旨を公表することが重要である。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>